会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(30年度第2回)
日 時	平成 31 年 2 月 28 日 (木) 午前 10 時 01 分~午前 11 時 20 分
場所	西棟6階 第6会議室
出席委員	遠藤雅晴、秋山とよ、福川康、秋山成子、鹿野修二、明石文子 (以上敬称略)
欠席委員	山田滉、大和田劭、高橋博、松見光、小林三郎、弓谷妙子
区側出席者	保健福祉部管理課長、危機管理室防災課長、区民生活部地域課長、障 害者生活支援課長
会議次第	1 部会長あいさつ 2 議題 (1)「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について (要配慮者の避難生活支援) (2)要配慮者の安否確認活動に係るボランティアの活用について 3 その他
資 料	資料1 「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について 資料2 安否確認活動の心得 資料3 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者の安否確認 の手順 資料4 不在連絡票 ○災害時要配慮者の支援のための行動指針(平常時の備え・安否確認・ 搬送編)平成29年6月

座長

皆さん、おはようございます。前回開催後、北海道の胆振地震がありまして、落ちついたかなと思ったら、また今月、2月21日ですかね、地震がありました。テレビを見ていましたら、二度目の地震ということで皆さん落ちついた対応をされていたようですけれども、やっぱり帰宅困難者の映像などが報道されて、帰宅困難者対策等、役所のほうでもいろいろ考えられていると思うんですけれども、結構問題なんだなと思いました。

そうしたら、政府の地震調査会のほうで発表がありまして、地震予知の発表ということで、日本海溝の地震が起きる可能性は今後30年で90%というような確率で起きると。その地震調査会の委員長の方が出られて、今起きるかもしれないし、30年後かもしれないけれども、極めて確率は高いというようなことをおっしゃっていました。

「災」という言葉が去年1年を象徴する言葉ということで挙げられても いましたけれども、いよいよ東京に来るなと思っているんですね。

浴風会も2年前に保育園をつくったので小さな子どももいる。もちろん90代、100歳以上のお年寄りもたくさんいますのでね。施設の中に入っている人は一応大丈夫だろうとは思いますけれども、職員が来れないということは、区役所も同じですし、そういうようなことで、地域の人の協力、あるいはいろいろな形でサポートしていただいて、何とか、巨大な地震が来てもサバイバルできるように、浴風会としても対応していきたいと思っているところです。

きょうは、今年度の第2回目で、こちらのほうの議題に沿って、皆さんと議論したいと思っていますけれども、ざっくばらんに地域の現状などもお聞かせいただきながら検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、事務局のほうから説明をお願いできますか。

事務局

はい。皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。事務局を務めます、保健福祉部管理課の開と申します。よろしくお願いします。

まず、本日配付している資料の確認をさせていただきます。

本日の会に先立ちまして、資料を郵送させていただきました。送付した 資料は、まず次第になります。そのほかに、右上に資料番号が印字されて います、資料1「要配慮者の避難生活の支援について」。こちらはA4縦 で、4枚つづりですね。7ページのものになっています。

続いて資料2「安否確認活動の心得」。これは両面刷りのものです。

続いて資料3「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者の安 否確認の手順」。こちらも両面刷りで、裏はボランティアに向けての説明 用ということになっています。

続いて最後ですが、資料4「不在連絡票」となっているものです。こちらは表のみです。

もし資料がお手元にない場合は、こちらのほうにお申し出いただければと思います。

また、本日席上配付させていただいております黄色い冊子、「災害時要配慮者の支援のための行動指針 平成29年6月」というものを席上配付しております。これは以前にもお配りしているんですけども、本日ご検討を

いただいた内容をこちらのほうに追加する形で考えておりますので、この 資料1というものを検討して追加したいと考えておりますので、改めて席 上配付をしております。

資料の確認は、事務局からは以上になります。

座長

では、続けて議題の内容について、よろしいですか。

事務局

それでは、続けて事務局から議題の説明をさせていただきます。

まずは(1)「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂(要配慮者の避難生活支援)についてです。

今年度、第一部会では要配慮者の状態に応じた避難生活支援と在宅避難者への支援体制ということが検討課題になっています。また、第一部会、第二部会の共通の検討課題として、福祉専門職のマンパワーの確保など、人的な支援体制の確保ということが課題になっております。第一部会の二つの検討課題をまとめて黄色い冊子のほうに追加して、形にしたいと考えておりますので、そういったことから、議題のタイトルを「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂(要配慮者の避難生活支援)とさせていただきました。

今の行動指針につきましては、平成26年5月に策定されて、去年一旦改訂をして、現在に至っております。こちらについては、今年度の課題も踏まえてボリュームを増して、より充実した内容にしたいと考えておりますので議論をいただければと思います。

8月の第1回目で案としてご提示をさせていただいたんですけれども、そこから、その後ご指摘をいただいた部分で変えている場所があります。

この資料1をちょっと見ていただいて、1ページ目の(2)、震災救援所の役割、囲まれているところの③のアンダーラインの所を追加しました。その下の、同じく③の「要配慮者スペースで」というところの下線の部分も追加しております。あと、3ページのところの同じく③というところですね、「粉ミルク、液体ミルク」というところも追加をいたしました。

最後に7ページの、タイトルが「在宅避難支援」の②のところの文章 を、ご指摘をいただいて、少し文章を変えております。ちょっとここは下 線を引いておりませんので、そこのご確認をお願いできればと思います。

(1)の議題についての説明は以上になります。

座長

事務局のほうから、改訂、修正をした箇所について概略の説明があったんですけれども、もう一度確認しますと、1ページの(2)の③と、下のほうの③、3ページの「妊産婦、母子、乳幼児への支援」の③のところを追加したということですね。それから、今指摘した、7ページの(1)の下のほうの②ですね。

事務局

改訂、変えた場所以外のところでもご指摘、ご意見をいただきながら黄 色い冊子のほうに反映していきたいと思いますので、全体的なところで、 ご指摘、ご指導いただければと思っております。

座長

ちょっと私から質問しますけれども、1ページの(2)の③は、ここの部会

で議論した内容でしたっけ。それとも、どこか第一部会を開いた後に、何か役所の中で検討して、これを加えたということですか。

事務局

そうですね。救護支援部のマニュアルのほうに記載されている部分を改めて落としたという形になっております。

座長

ああ。欄外の、下のほうの③もそうですか。これも……

事務局

そうですね。こちらのほうの記載も同じようなことなんですが、我々のほうでもいろいろ研修を受けていく中で、そこが孤立してしまわないような配慮が必要だということを聞いておりまして、そこも改めて記載をするようにしました。

座長

要配慮者スペースというのは、具体的に、区画を段ボールみたいなのでするということですかね。それとも教室みたいなところを使うんですか。

事務局

そうですね。各震災救援所の施設利用計画の中でどういったところを要配慮者のスペースに充てるかというところは各震災救援所の中で決めていただくところなんですけれども、その中でその部屋を割り当てたはいいけれども、そこと本部との距離が遠かったりすると、孤立してしまう部分も出てきてしまうので、それについては気を使っていきましょうというところの記載になりますね。

座長

では、この1ページについて、何かご意見、ご質問などあれば。 実際、震災救援所の訓練をされていて、例えばこの要配慮者の役というか、そういう人を決めて、要配慮者の方に要配慮者スペースにいていただいて、その訓練をされているというようなことはありますかね。

副座長

立ち上げは意外と体育館でやることが多くて、この要配慮者のスペースに関してはどこかの教室とかを割り振るケースが多いので、そうなってくるとそこまでをやるというところは意外と少ないのかなというところです。要配慮者に関してはどちらかというと安否確認に行くので、こちらから出向いて確認に行くような訓練というのが一般的に多いのかなと思っていますけれども。

でも、一応救援所の役割としては、区画を区切って、ここは高齢者とか障害者とかという話でやっているところも多いので、そういったところをつくったときにはそこでおしまいじゃなくて、その後のケアをきちんとやっていきましょうというのが今回の出した趣旨ということなので、そうですね、訓練はそこまでやっているところは少ないのかなと思います。

委員

訓練じゃないんですけど、私のかかわる救援所でマニュアルがあって、 平成20年に各教室を割り振っているんですよ。もちろん発災した時期が子 どもたちがいるときは、ちょっとまた変わると思うんですけども。

10年たってみますと、教室が結構変わっているんですよね。要配慮者が避難する教室としては、体育館に近い、前にトイレがあるようなところを

設定しているんですけども、学校のほうもやっぱり10年たつと教室の入れかえというのが結構ありまして、現在と、昔、設定したのと、整合性がとれていないんですよ。救援所の職員の方は、かわったり、会長もやっぱりずっと10年間会長を務めているわけじゃないんで、交代でかわっていっていますんで、1回整備したほうがいいんじゃないですかという提案はしたんですけども、なかなかやってくれないというかな。だから、とりあえず、要配慮者にいてもらう教室の確認というのはやっぱり必要じゃないかなというような感じは、私、しましたけど。

座長

なるほど。

その点はどうですかね。最近、学校によっては、すごく児童がふえているところがあって、教室が足りないみたいな話も教育委員会から聞いたりするんですけど。災害時は、別に授業は関係ないとは思うんですけれども、そういう何か質問とか意見とかは来ていますか、役所のほうには。

副座長

教室に関して言いますと、今は昔より一クラス当たりの人数が減っていますので、そうするとどうしても、今まで例えば90人だったら2クラスで済んだのが3クラスになっちゃうとか、そういう形でふえているような状況になっているのかなと思いますけども。確かにご指摘のとおり使い方が変わったとすると、恐らくマニュアルも本当は変えていかなくちゃいけない話なので、そこは、本当はふだんの連絡会の中でやっていただけるといいのかなと思います。

あと、10年たったということもありますと、昔と比べると福祉救援所とかの数がふえていますから、そういう面でいくとその辺との連携とかというところも本当は、近くにそういうのができたらどうするのかということはある程度決めていかなければいけない部分はあるのかなと思います。すみません、事務局、防災課も含めて、そこまで全部見切れていないのが正直なところかなというように思います。

委員

神明中のほうだと、震災救援所の訓練自体が、割と地域の人に震災救援所がどういうものかとか、災害時にお客さんではなくて自分たちも一緒に参加するんだ、一緒に運営するんだという部分をアピールする場という位置づけでここ数年やっているので、訓練のときには教室の用途を一応張り出しているんですね。この教室は一応要配慮者として使う予定にしていますとか。今年度は、(平常時から)何年何組というところに掲げるようなことをちょっと検討はしておりまして、誰でも意識ができるような状態にしていたほうがいいだろうということもあって。

去年の8月の訓練のときには、一応災害時に要配慮者を安否確認に行くという訓練はしたんですけれども、一応雨のことも想定して、学校内の教室に、いろんなけが人とか、妊産婦だとか、いろいろな人を配置して、それを訓練に参加してきた一般の人と一緒に安否確認に行って、安全な場所に連れていくという訓練まではやったんですね。ただ、なかなか突っ込んだ訓練まではできず、例えば要配慮者のお部屋はここですよと言って運んだ後にずっとそこにいてもらうしかなくなってしまうという、その訓練参加者にとってみたら。本当はそういうものだとは思うんですけども、なか

なか参加してもらうという部分と、こちら側の訓練と、ちょっといろいろと意味合いが違ってくるので、多分こういう要配慮者のための訓練は訓練でやっぱりやったほうがいいのかなというのが正直なところかなと。 以上です。

座長

ありがとうございました。 何か、ほかに。 どうぞ。

委員

学校の授業の再開というのはいつからでしたっけ。10日ですか。どのくらいでしたっけ。

防災課長

1週間くらいをめどという形です。

委員

1週間ですね。1週間というと結構短いですよね。

やっぱり私たちも10年くらい前に教室割りをしたんですけれども、そのときの校長先生は、上から使ってくださいとおっしゃったんですよ。でも、実際には、そういう方って、上というよりもせめて2階くらいじゃないと無理かなということがあって。これから各震災救援所で学校側とどういうふうに教室を使っていったらいいかということをお話し合いで決めていくかと思うんですけれども、区として学校のほうにどういう説明をしているのかなと。

例えば、結構これを見ると、教室を使いますよね、細かく。それをどこまで使えるのか。恐らく学校でここだけは使わないでくださいみたいなことは多分説明してくれたと思うんですけど、一般的に、基本的にどこまで使っていいかということ、どのように区から学校側に説明しているか、ちょっとお聞きしたいです。

副座長

震災救援所として取り組んでいくという中では、さすがに職員室とか校 長室は別ですけれども……

委員

そうですよね。はい。

副座長

それ以外の所は使わせてほしいという話は、もうしています。ただ、内部も大分変わっていますから。あとは校長先生もかわってきますと、多分学校経営の方針も変わってきますので、その時々で整合をとっていかないといけないのかなとは思っていますけれども、一応全体的には使えるということではお願いをしています。

委員

あと、校長先生のお考えということに、かなり左右されますよね。

副座長

校長先生が上から使ってくれという人もいれば、いや地域の方で使うのであれば、もう1階からどうぞ、と言う人もいますし。結構、校長がかわると、変わるという……

委員

変わりますよね。そのことをちょっと心配していまして。

事務局

ただ、発災する時間によっても、子どもたちがいる時間で多分使えるエリアというのも変わってくるでしょうし、本当に委員が先ほどおっしゃったとおり10年間ですごく変わっているんです。ここで言うと、四宮とか天沼って、もう本当にふえてきていて、多分馬橋もふえてきていると思うんですけども、その分、教室が毎年のように変わっているという現状があるんですね。やはり子どもたちの数によって教室の運用が変わると、それにあわせて震災救援所での割り振りも変えていかなければいけないというところは我々としてもやっぱり考えていかなきゃいけないのかなというふうには、震災救援所の訓練に参加していて思っております。

委員

そうですよね。でも、学校の授業再開は1週間後から始まるということ になると、その前にはきれいにそこを、ね、教室として使う……

副座長

始まるというか、一応そこを目標にということで計画上は考えている と。恐らく、規模にもよると思うんですけども……

委員

規模ですよね。

副座長

南相馬などのときも、結局は教室を再開したときも、体育館には避難民がまだいるとか、そんなような状況でやったところもあるので、段階的に縮小させながら、教育もどう始めていくのかという話なのかなと。

防災課長

運営マニュアルの中にも、基本的な方針ということで、やはり学校の施設を利用するに当たっては、学校の授業再開になるべく支障のないように利用して、児童生徒の教育のためにできるだけ早期に学校を明け渡しますという、そういうのが基本的な方針として書かれていますので、やはりその辺を踏まえながら、やはりできるだけ早目に学校のほうに渡していくという形になると思います。

座長

ほかにご意見とか、あるいはご質問とかありますかね。どうですか。

委員

この間、町会でことしの防災訓練をどうしようという話になって、身障者の方の体験をしてみようということで、社協にそういうセットがあって、それを借りてちょっとやってみようかといったときに、じゃあ、そういう人たちって、どこにいるんだろうという話になって。たすけあいネットワークに入っていなくて、表に出てこない方がかなりいるんじゃないかという話になった。そういう方をどうやってピックアップするのをちょっと考えませんかという話をちょうどされたんですけれども。そういう方が確かにいるなと。要介護もとらずに、病院にも行かず杖をついている方とかっているんですよね、現実に。そういう方は救援所にもひとりで来られないし。で、これは救援所に入った後の話ですよね、大体が、ほとんどが。

事務局

そうですね。はい。

委員

どうやってそこまで連れてこられるのかという方法、考え方を少しやっぱり盛り入れ――まあ、ここに1行入っていますけど、「なるべく周囲の人と一緒に行動する」とは入っているけれども、じゃあ誰が行くのかというような問題が、多分この前にあるんだろうと思います。

事務局

この間、我々のほうでも登録の勧奨ということで約1万8,000件について書類を送ったところ、今、登録をこちらで処理しているのは1,000件程度で、やはり3万件ぐらい対象者がいる中で、今現在登録しているのが約1万件になっていますので、そこでやはり2万件の乖離があるというところになります。

1回目のときに座長のほうからお話がありましたけれども、支援を望まない方々というところ、そういう情報を出したがらない方々のやはりキャッチの仕方は、おっしゃるとおり、課題というか難しいところだなと思っています。どうやっていこうかなというところは、課題として認識はしております。

副座長

今のは、あくまでも要介護であったり、手帳を持ったりとかということなので、今、会長はそれ以外の方というお話もあったので、そこに関しては、行政の接点がない人については、わからないというのが実情です。

なので、先ほど言った残りの2万件に関しては、まずは1万件の人を中心に対応した後に、原簿そのものはありますから、それに基づいて安否確認というのはその後のステップでやっていく形になると思うんですけれども、それ以外の方でもしやっていないとなると、ご近所同士のつながりの中で探していくしかないかなという。

ただ、こういうことさえ断ってしまっていると、もうそこは本当に難しいなと。

委員

町会にも入っていないなんていうのは、なおさらなんですよね。

委員

ただ、やっぱり孤独死みたいなところに直結していく可能性があって… 本人だけの問題じゃなくて、やっぱり孤独死すると、周りの問題にもか かわってくるので。

副座長

若干そういう意味でいくと、ケア24とか、そこに少しでもかかわっていれば、そちらのほうを使ってという部分があるのかなと思いますけど。

座長

はい。皆さんからいろいろご意見あるいはご質問もお聞きしました。こちらのほうの、区のほうでこれを入れたいというこの記述については、 我々のこの部会でも了承するということで。

3ページにこの乳幼児の関係の記述がありますが、これはかなり具体的に書かないとわからないということですかね。

事務局

そうですね。今、液体ミルクの話が結構出てきていて、我々も研修を受

けた中で紹介を受けたんですけども、液体ミルクは保存年限が短いというところもありますし、使う場合は注意をして、使い捨てのものは必ず使い捨てでやるようにというような研修の内容があったので、それをちょっと追記をさせていただいたというところになります。

あと、繰り返し言われたのは、それぞれの授乳の仕方、母乳、粉ミルク、液体ミルクは、どれも強要はしてはいけないですよということも結構ありましたので、それに注意して記載したということになります。結局どれかしか残っていないとそれを選ばざるを得なくなって、そこから子どもの体調の変化とかが出てきてしまうので、それぞれ親の選択に任せるようにということで記載をさせていただきました。

副座長

この背景としては、この間、大田区のほうで妊産婦の救護所というのをつくったということで、そこの訓練をやったので、行ってもらったんですね。そのときに、当然粉ミルクの場合というのはお湯を入れなくちゃ、瓶も煮沸しなくちゃいけないということで、結構手間がかかると。そういう中では、ここにあるような紙コップというのは、そこに移してやっていくというと、かわりになるよ、結構代用がきくんですよみたいな話があったんで、じゃあそういったことも入れようかという話と。

あと、液体ミルクに関しては、先ほど座長のほうから話があったように、胆振のときに結構支援物資として行ったんですけども、ふだんなじみがないということで、ほとんど誰も飲まなかったというような話があったんですね。いずれ、市販とかもどんどん出てきて、長期保存とかというものもいずれはだんだん出てくるかもしれないですけれども、そうは言いつつも、ここは液体ミルクはそのまま飲めるということなので、いずれそういう需要も出てくるだろうということで、ここはちょっと若干、区としては備蓄していませんけれども、少し先行して書かせていただいたというような内容になっています。

座長

ああ、そういうことですか。

事務局

液体ミルクは授乳の時間を選ばないというところ、お湯を沸かさなくて 済むので……

委員

そうなんですか。

事務局

そのまま授乳ができるというところでは、多分周りへの気遣いというところも減るのかなというところで、そういう便利なことがある反面、やはり保存年限が短くてというところは、こちらとしても多分考えなければいけないところなのかなというところですね。

座長

今、備蓄品の中にはないわけですよね。

事務局

ないです。

委員

温めたりしなくて、すぐ飲めるんですか。

事務局

私が受けた研修の中では、その場ですぐ、お子さんたちにも飲ませていました。親御さんもあわせて一緒に飲んでいました。

座長

そのような背景があるということで何かご意見、ご質問ありますかね。 今回の改訂の箇所ではないんですけどね……

事務局

はい。ぜひ、全体的なところで。

座長

外国人への支援というところで、もちろんここに、①②で書いている内容は当然なんですけれども、外国人がふえていますよね。

事務局

ふえています。

座長

多分杉並でもかなりの、地域ではふえていると思うんですよね。だから、外国人の方への配慮というか支援の仕方というのは、ここの①②だけで書いてある、このマニュアルでいいかなというのがちょっと。

杉並区には大体何カ国ぐらいの出身者の方がいるんですか。多いのは中国の方とか朝鮮・韓国の方とかだと思いますけど、最近はミャンマーとかネパールとかね、結構ふえていますよね。

副座長

国数でいくと、たしか結構あったかなと思いますね。まあ、数は少ないですけどね。でも、今お話のあったようなところの国が、やっぱり圧倒的に多いのかなというところで。

防災課長

ネパールは非常に多いということで、今度多言語シートも今までネパール語は入っていなかったんですけれども、これは議会のほうからも要望があったり、話が出たりとかというところもありまして、やはり必要性を認め、こちらも感じていますので、ネパール語については、ミャンマー語もあわせて多言語シートに入れていく方向で今動いております。

座長

そうすると、外国人登録で杉並区にやってこられた外国人の方が外国人 登録をする際に、災害時の対応についてはこうなっていますよ、みたいな 説明書もあるんですか。

防災課長

ここにある多言語シートというのは各震災救援所に置いてあるんですね。その中に、今は10カ国語対応しているんですけれども、ネパール語は入っていないんです。

副座長

便利帳の英語版はたしかあるのですが、ただ、英語なんですよね。便利 帳の中には、一応、震災的なことも一式入っているんですよね。一般の暮 らしのことも含めてなんですけど。

委員

外国人といったら、交流協会で5月にいつもその方たちを集めて、実際 に避難訓練をやっているんですよね。だから、そういうところも交流協会 で話をしていけばわかるんじゃないかなと思いますけどね。5月に、いつも外国人さんを集めて避難訓練をやっています。

防災課長

ウェルカムパーティーですね。そこには防災課も出ておりまして、その中で、やはり防災のマップとかをお配りしたりとか、非常食を展示させていただいたりとか、そんなこともやっております。

副座長

杉並の場合、外国人対応が一番微妙で、新宿区ほど割合でいるかというとそこまでいないですし。で、言葉が通じないだけで、要は健常者なので、そこの対応というのがどこまで避難民なのかというところもあって、現状では、外国ということでは、要は語学ボランティア的なものを中心にお願いしているのが実情というところで、あんまり、これはというのが、確かにこういうこと以外は特にやっていないんですね。

で、東京都のほうを見ると生活文化局のほうでいろいろ取り組んでいますけど、あそこも幾つかの本を何カ国語か出してやっているだけで、あんまり何か外国人に向けてこれはというところをやっているところは少ないんですよね。

なので、課題だなと思いつつも、なかなか外国人のほうまではあんまり、手が回っていないというのが実情なのかなと思って。確かに震災救援所にボードを入れたりとか何かやるようにしたいですけれども、それが今のところ精いっぱいかなというところなんです。

一方で先ほどあったような、そういったウェルカムパーティーをやるので、交流協会を通じてそこに働きかけはしているよというところではあるんですけど、そこも参加者はそんなに多いわけでもないですしね。

座長

だから、現状をきちんと把握した上で、今すぐはできなくても段階的にこういう外国人に対する災害時の支援をしていくような、それは区としても防災課のほうでも検討していただかないと、まあ、地域の人に別に丸投げではないけども、地域でもう面倒を見てくださいみたいになっちゃうと、日本語の話せる人だったらともかく、全く話せない人に対して、どういうふうにかかわって、震災救援所というような、そういうシステムがあるよということもわからないで、杉並区内で日常的に暮らしている方もたくさんおられるだろうし、それこそ孤立している方もおられるだろうから、その辺はよく――現状はこの多言語表示シートですか、こういう表示シートで対応しているけれどももう少し、地域に住んでいる方の状況なども、できれば交流協会ですか、そちらのほうの参加している方の意見なども聞きながら、きめ細かくやってもらえればなと思います。

副座長

例えば、結構語学学校がふえているので、そことうまく、エリア内の救援所のところに当然避難してくるので、当然そこには先生がいるわけじゃないですか、日本語も話せる。そこと、うまく、来たときに渡りをつけるというのができると、言葉さえできれば、逆に手伝ってもらえるかもしれないですね。

座長

はい。その辺はよろしくお願いいたします。

何か、ほかに。よろしいですか。 この黄色い冊子を改訂するということですよね。

事務局

そうですね。5番として、5、6、7という項目で追記をして、少しこちらを ボリュームアップしていきたいと思っております。

座長

そうしたら、本体はそんなにいじる必要はないんだけど、この、例えば、これ、2ページに写真が入っていますよね。救急情報キットの見本。

ビジュアルなものをこの中に入れて、例えば他言語表示シートですか、 そういうものはこういうものだみたいに、ビジュアルなものを情報として 提供したほうがいいと。まあ、なみすけ、ナミーもいいんだけど、だけ ど、これは一種のマニュアルだから、今現在こういうものが設置されてあ りますとか、こういう対象に働きかけをしますとか、そういうようなビジュアルなものをなるべく、この救急情報キットみたいに写真を入れると か、そういう工夫をしたほうがいいと思うんです。

事務局

はい、わかりました。

座長

ほかに何か、ご意見やご質問、よろしいでしょうか。 これはもう余談ですけど、二、三年前から広報が変わりましたよね。

事務局

変わりました。

座長

委員も広報に大きく出ていて、あのスタイルというか、あれは結構読ませるんですね。町会の活動とかの記事をよくこういう人がこういうところで活動しているんだなと。そういう意味で、何か震災救援所で活動している人の声みたいなものも取り入れたらどうかなと思うけど。それは、無理であればいいんですけど、実際にやっている人がこんなことをしてうまくいきましたとか、こんな工夫をしていますとかね。それこそ馬橋のほうでは、本当に何回も何回も、何年もやられているから、いろいろ知恵や工夫もあるでしょうし、そういうようなところも現場の震災救援所の関係者の方の声みたいなのも入れたらいいんじゃないかと私は思いますけど。

それでは、一応、議題の(1)については皆さんからいろいろ意見をいただきましたので、資料1にあるような内容で改訂してもらうということで確認したいと思います。

で、(2)の要配慮者の、このボランティアの活用ですね、安否確認。これについては、事務局のほうからもし説明があれば、お願いします。

事務局

ありがとうございます。(1)について、またご指摘事項あれば、ご連絡をいただければと思います。

それでは、(2)のほうに説明を移らせていただきます。

(2)「要配慮者の安否確認活動に係るボランティアの活用について」です。こちらは、資料2から資料4を使って、説明をさせていただきます。

まず資料2につきましては、安否確認活動の心得についてです。安否確認活動については、ふだん震災救援所にかかわっている方に限らず、ボラ

ンティアの方も含めて多くの方がかかわる可能性があります。安否確認活動を行う際の注意事項などをこういった様式でまとめて、活動にかかわる方に配付することで、安全の確保であったり、トラブルを防ぐことに活用したいと考えて、つくりました。

記載している内容は資料のとおりですが、内容としては主に個人情報の管理の注意点であったり、自己の安全の確保について記載しています。また、裏面に安否確認を行う際の手順について簡単に記載をしております。

こういった心得や手順が記載されているものはボランティアを受け入れるボランティアセンターなどでも配られるものでありまして、そちらを見本につくったところがあります。

続いて資料3のほうに移ります。こちらは地域たすけあいネットワーク 登録者の安否確認の手順について説明をしたものになります。

安否確認の活動については、震災救援所の救護支援部のマニュアルのほうに記載がされているんですが、そのマニュアル自体は救護支援部の活動全般について書かれたものになっていますので、今回はこういった形で安否確認に特化したマニュアルを簡易版としてつくって、こちらを登録者台帳と一緒に保管することで、安否確認がよりスムーズに行えるようになるのではないかと考えて、作成をしました。

裏面にはボランティアに安否確認をお願いする際に伝えるべきことを抜粋して、記載しております。

最後に、資料4、不在連絡票についてです。

不在連絡票は安否確認に行ったが該当者が不在だったときに使うものです。安否確認で訪問した際に、震災救援所のどこから来ましたよということが書かれるようにしています。こういった記録を残して、安否確認が漏れなく行われるようにつなげていくために活用したいと思っています。

この資料2から資料4につきまして、何かご意見があれば、そちらを反映 したものにしたいと思いますので、皆様のご意見を伺えればと思います。 よろしくお願いします。

座長

はい。ありがとうございました。 そうすると、今回、この資料2と資料3は初めてですか。

事務局

今回初めてつくったものになりますね。

座長

初めてですか。

ということで、こういうものを配付する、あるいは保管するということで、なお実践に効果的な対応をしていただきたいということなんですが、いかがでしょうか、皆さん。ざっとごらんになって、何かご意見、ご質問あれば。

事務局

実際、黄色い冊子の実は3ページのところに、一番上に「(2)震災救援所の役割」という項目がありまして、四角で囲まれた①~④、その下の①~④の④のところに、「発災時に募集する」という、募集案内は事前に作成します、様式は区が別に定めますということがありましたので、今回改めてこちらのほうで新規につくったというところでございます。

不在連絡票につきましても、次の5ページの「震災救援所の役割」の四角の下の③番の2行目の後半ですね。「「不在」の場合は不在連絡票を置きます」という記載がありましたので、それに合わせて書類をつくったというところになります。

座長

これは、資料2も資料3も、つくられるときに実際に震災救援所の方のご意見とかを聞かれたんですか。

事務局

まだ、聞いておりません。

座長

事務局のほうでは、今までのをいろいろ検証しながらつくっているということですか。

事務局

そうですね。特に、ボランティアセンターでボランティアを受け付ける場合には、まずボランティアの方の心得をお知らせして、そのボランティアのかかわり方というところを書いたものが配られますので、そういったものを参考にして、今回つくりました。

座長

例えば、この資料2の心得の各項目の順番などは、ボランティアセンターが使っているものをそのまま踏襲しているということですか。

事務局

参考に。あとは、最初に時系列というか順番に気をつけてほしいところという形でつくっております。

座長

いかがですか。

委員

常日ごろから募集していくということですよね、これは。協力者を募集 しておくということでよかったですか。

事務局

ボランティアについては、発災したときに。

委員

発災したときに。発災したときに例えばボランティア保険に加入を依頼 してくださいと書いてあるんですけど、発災したときにボランティアがで きますよと来た方に、ボランティア保険を加入する手続とかって……

事務局

ボランティアを受け付けるときに名簿をつくっていただくんですけども、それを区のほうに提出して、区のほうがたしか社協のほうに送って、ボランティア保険に加入するという形になりますね。

委員

じゃあ、災害時もそういう流れでということなんですね。通常そういう形でやっているということですね、ほかのところで。

事務局

はい。

委員

例えばこれ、そういうのじゃなくて、避難してきた方の中で、やっぱり

人数が足らなくて、搬送するのにボランティアをお願いしますとお願いし ますよね。そういうときは書類が行ったり来たりもやっていないわけで、 そういうときはどうしたらいいんですか。

防災課

マニュアルに記載がされているんですけど、庶務・情報部マニュアルの ところに、ボランティア保険に入る様式の書類がついています。そちらに 記入していただいて、時間等も記入していただいて、それを記入していた だいた時点でボランティア保険に加入できるという形で社会福祉協議会と は調整をつけておりますので、記入をしたらそれを救援隊本隊のほうにあ げていただくと。

委員 そうですか。

防災課 区の職員のほうに渡していただければ、その書類が行く形になりますの で。ボランティア保険に加入されていない方はその時点で確認をしていた だいて、名前を記載していただくという形になります。

委員 それが済んでから、搬送になるんでしょうね。

防災課 そうですね。

> そうすると、ボランティアに来た人たちに、安否確認に行く前に個人情 報の取り扱いのこと、心得ですよね。これを説明して、そういうものをキ ャビネットから出して、こういうものですよと。終わったら返してくださ いねみたいな説明をして、こういう手続をして、それから行ってもらうと いうことになりますよね

そうですね。またボランティアが一気にたくさん来れば口頭での説明を する機会は1回で減ると思うんですけれども、ばらばら来るときに一人ず つ細かく説明するのがなかなか難しいと思いますので、そういった意味で も、細かく来たときは大まかに説明をして、詳しくはここをちゃんと確認 してくださいねというような説明にしたほうが、時間としては省略ができ るのかなという形になっております。

はい。例えば庶務・情報部に、これから搬送で、こういう人数、グルー プが何グループか必要です、お願いしますということを募って、それでこ ういう手順でボランティア活動をするということになりますよね。

そうですね。そういった場で配っていただくというのも一つの手かなと は思います。

そうすると、心得というのは、震災救援所の中に、防災倉庫の中に入っ ていますか、こういうのは。

こちらで承認をいただければ、保管するようにしたいと思います。

委員

事務局

委員

委員

事務局

事務局

委員

そうですか。大丈夫ですね。

委員

ちょっと状況がわからないんですけど、救援所でボランティアを募る…

事務局

震災救援所でも、例えばボランティアを募集することって、あると思う んですよね。

で、ボランティアが来た場合に、その中で安否確認に行かれる方にはこういった説明をと。

委員

ボランティアセンターから来る人も含めて、という意味ですか。

事務局

ボランティアセンターから来る方は、恐らくちゃんとボランティアセンターで受け付ける中で、何をやるかというのを振られて来るはずです。例えば片づけとか。

委員

うん。それはわかるけど。だから、救援所の中で手をかしてくれる人 を、これ、想定しているんですか。

事務局

そうですね。あとは、直接、震災救援所のほうに来られた方ですかね。

委員

そんなの、あんなの無理だよ。というのは、だって、安否確認でしょ、 これ。安否確認でボランティアセンターから来る人たちというのは、も う、3日以上たっていると思うんですよ。

事務局

そうですね。はい。

委員

3日以上たっていると思うんですよ。すぐには来ないと思う。発災してすぐにボランティアセンターが立ち上がっても、人は来ないと思うんですよね。だから、救援所の中で手のかしていただける人という意味合いのものなのかどうかというのをしておかないと。4日たって、5日たって、安否確認していたら、もう終わっちゃうと思うんだよね。

副座長

まあ、第一義的には、ですから、今、話があったように、救援所に避難 してきた中で動ける人。

委員

動ける人ね。うん。

副座長

その人に対して何かお手伝いをお願いするんだけれども、やっぱり保険とかの関係もあるから、そういったことはちゃんと手続をとりましょうという。

あとは、自宅は大丈夫だけども、何か近隣の人で何か僕はお手伝いできるよとかというのが、別にボランティアセンターを通さなくて来るようなケースもあるので、そういった人なんかもということですね。

あと、一つちょっと気になったのは、これをこれで、うちのほうで準備

して置いておくのはいいんですけども、ちょっと気になったのは、最後のところで、個人情報を受け渡さなくちゃいけないので、一応救援所のほうの救護支援部のマニュアルの中でも、ここの受け渡し簿みたいなもの、ちゃんとお互いチェック、個人情報を渡して、帰ってきた紙に確認をとれるような体制をとっておかないと、何となく渡しっ切りで、うやむやになっちゃうと、ちょっと怖いなというのは感じたんで。だから、多分そことセットで、これもやっていかないといけないのかなと。

委員

そうですね。

委員

この1万人の情報というのは、絶えず更新されているんですかね。

事務局

はい。年4回。はい。

委員

あ、年4回。

ちょっと突拍子もない話なんですけど、これ、ウェブで一括管理して、例えばタブレットで震災救援所に1台あれば、まあセキュリティーの問題はあるだろうから、パスワードとかコードを入れて、タブレットで助かった人を押せば、赤が青に変わるとかということをやれば、震災救援所にこの情報を置いておく必要はないですよね。

副座長

もう既にパソコンは入れているよね。

事務局

そうですね。

委員

パソコンで一括管理して、震災救援所にはそこのパスワードを渡しておけば。で、そこで、行った人が安否確認できれば、そこをぽちっと押せば、赤から青に変わって安否が確認できるというふうにすれば、電話を受けたときも、そこを全部押していけば全部のところが見られるということですよね。どこにいるかわからないわけですよね。

事務局

そうですね。会長がおっしゃったものに近いものなのかどうか、すみません、私のほうであれなんですけれども、今、震災救援所にはそれぞれ学校のパソコンがあって、それを使って安否確認の情報を入力して……

委員

僕が言っているのは――まあ、それでもいいんですけれども、地図上で表してほしいんだ。

座長

これ、地図上になっていなかったの。

事務局

地図上にも一応なってはいます。ただ、パソコンなので、タブレットと違って、遠くに持ち運びとかはできないですけれども。

委員

ですから、パスワードが確認できれば、スマホでもできますよね、それは。

事務局

そうですね。

委員

そうすると、スマホを持っている人が援助に行って、そこで確認できれば、そこで押せば確認できますよね。区でも直接。

事務局

はい。

委員

なので、スピード感の問題と、僕はもう一つあれしているのは、やっぱり今はまだですけど、次はもう5Gという話になっているじゃないですか。だから、4Gから5Gに変わるときのスピード感が多分違うんだろうと、素人ながら。これから何年か先、やっぱり考慮しながらこういうものをつくっていかないと、結局最後まで紙ベースで、情報がおくれる一方のような気がします。お金がかかるから、なかなか難しいのかもしれないけど……

副座長

今ご指摘の点も踏まえて、もう、とりあえず学校のパソコンを使って、ただ、学校に戻ってからじゃないと入力できないというのが、今、難点になっていまして。ただ、あそこの部分の技術的な部分でかかわった土木管理課のほうに確認したところ、タブレットを含めて、やることは、技術的には可能だという話は聞いています。

委員

あ、そうですか。それはよかった。

副座長

ただ、当然こっちの環境もあるので、今のところは、まずは、入れたパソコンを救援所の中でいかに使えるようにしてもらうのかと。まず、そこがファーストステップなので、そこが出た暁には、そこから先のもう少し利便性の追求というのは次のステップかなとは思っていますけれども。

委員

はい。

座長

そういう意味では、今、会長がおっしゃったように、AIの進化というのはすさまじいですよね。

もう3年ぐらい前に港区では、例えば介護保険の世界ですけれども、ケアマネジャーとか訪問看護師とか訪問介護士とか要するにヘルパーとか看護師に全部タブレットを持たせて、訪問に行って、その状態を全部タブレットに入力すると、ドクターは診療所にいても、直ちにそれを見れる、指示が出せるとか、そういう。あるいはヘルパーがタブレットに情報入力すると、関係者が全部瞬時にその情報を共有化できると。もうそれは進んでいるんですよね。そういうふうになっているので、災害時のいろいろな対応においても、今、区のほうもかなりいろいろ頑張っているし。まあ、確かにお金はかかりますけどね。今言われたようなことは多分地図上にどなたが要配慮者でどこに住んでいて――そこにいればですけどね。その方についての安否確認が瞬時にしてできるような、それは可能性としてはかなりリアリティーがあるなというふうに思いますね。

委員

トリアージも、ぜひそういう形で。

この間、この辺でそんなことできるかと言われましたけれど、トリアージだって、今の話だと、杉並区がだめだったら、友好都市のお医者さんがタブレットを見ながらトリアージするということだって可能ですよね。

座長

まあ、そうですね。

何ていうか、例えば保育園でもね、保育園には必ず嘱託医みたいな人がいるんですけど、東京に保育園があって、その嘱託医は例えば徳島県にいるとかね。実際にそうやって子どもたちを診ているんですよね。それで、現場の保育園には看護師が何人かいるから、だから徳島の法人でも、例えば東京の保育園の運営を受託できるんですね。ちゃんとそこの理事長が毎日画面を通して子どもたちを見ていますと。まあ、そのレベルはわかりませんけど、もうそういう時代なので、おっしゃっているようなことはどんどん進んでいくと思いますけど。

委員

すぐには難しいでしょうけど、やっぱり方向性として、一つの考え方として、やっぱり入れてほしいなと。

事務局

はい。

座長

この資料3についてはどうですかね、ここは結構具体的にいろいろと書いてありますけれども。資料3のこの手順、安否確認の手順。前からこの手順については議論してきたような経過はあると思うんですけど。どこか変えたとかはありますか。

事務局

内容については、言い回しが少し変わっている部分もありますけれども、内容についてはマニュアルの中から抜粋したものです。やはりマニュアルは何ページにもわたるものなので、その都度それを読んで、あとマニュアルを持っていない可能性もあるので、そういったことでも対応できるように、こういった簡易版にして、台帳と一緒に保管しておくことで、万が一何かあったときにマニュアルがなくても対応ができるようにできればと思って、作成したものです。

座長

欲を言えばなんですけど、もっと簡略化して、図示というかチャートみたいに、流れ図みたいな形で、ぱっと視覚的に見て、照合の次は安否確認で、今度は現地確認でというような流れがあって、場合によっては搬送みたいなのが、瞬時にわかるような図解があると、非常に―解説はもちろん必要ですけども、そういうものがあると非常に便利かなというふうに思います。

裏面は、さっきの心得とほぼ同様な内容が書いてあるんですかね。

事務局

そうですね。ボランティアの方に向けての説明ということになっています。

委員

すみません。この安否確認も、ボランティアの募集とかって、民生委員さんとかも重々承知していただいているんですけども、結構何かその壁が厚くて、何か、「私たちじゃないとだめなのよ」というところがすごく大きくて。区のほうでそういう決まりがあるのよというところがあるので、できれば、やっぱり区のほうからこういうところを……

座長

その、「私たちじゃなければだめなのよ」って、安否確認がですか。

委員

安否確認の情報とか……

委員

民生委員さんが必ず駆けつけてくれるとは限らないですしね。

委員

そうなんですよ。それは伝えていて、誰でもできるようにという形では、頭ではわかっていらっしゃるんですけれども、そのキャビネットを開けること自体も、もう、「さっと見て、さっとしまってね」みたいな感じなんですよ。何かそれだと全然だめですよねということで、すごくそれが、壁が厚いので、逆に杉並区のほうからとか、民生委員さんの上のほうでそういう取り決まりだから、ちゃんと地域の人ともっとやるようにというのを入れていただくと、割と年配の方が特にそういう傾向が強いので、できればお願いしたいなと、こちらで頑張って……

事務局

はい。

委員

そういうふうになっていましたけどね。

委員

なっているんですね。はい。で、訓練のときにもそのようにお話はしているんですけども、なかなか難しいなという感じでして。

事務局

会長がいらっしゃるところで、先に私のほうで言わせていただくと、私がかかわっている震災救援所の訓練の中では、やはり皆さん結構意識が高くて、自分たちが行くというふうに考えている方が大半なんです。でも、実際はそうじゃなくて、民生・児童委員の方がいわば頭となって動かしてもらわなければいけないんですよという説明をするんですけれども、やはり自分のかかわっている高齢の方であったり障害の方については自分が確認しなくちゃいけないというところは、やはり結構根強くあるところなんですよね。

委員

災害時だけじゃなくて、例えば運営委員さんであれば、一応、個人情報の研修も受けているので、平時もちょっと気をつけているのか、自分の家の周りの例えば何人かいらっしゃったら、それぞれがちょっと気にかけているというぐらいが本当はいいと思うんですよね。災害時にもそれがすぐ生きると思うんですけれども、なかなかそこまでたどり着けないでいまして。今度は、もうちょっと頭になって指示してくださいという言い方で。

委員

確かにありますね。民生委員さんで壁というのがありますね。私たちは

これなんだということは、ちょっとありますよね。

委員 いや、そんなことはないですよ。それは……

委員 地域によってなんでしょうけども、なかなかそういうところは難しいと

ころがありますよ。

座長 ねえ。地域によってだと思いますね。

委員 「それっ」と言うと、すごくいい動きをされて、すごく頼りになるんで

すけれども。

委員 いや、災害時はもう全部オープンにしてですね……

委員
そうですよね。全員が知らなきゃいけないことですもの。

委員
もちろん助けに、安否確認に行かなきゃいけないわけですから。

平常時からばらばら見せるもんじゃありませんけれども、やっぱりそれは個人情報の研修を受けている人であれば、別に構わないと思うんですけ

どね。

副座長 災害時は多分自分たちだけで抱えると厳しいと思うんで……

委員できないですよ。そんなの、できないですから。

副座長 一緒にやっていきましょうということを言って、その後、地区委員に地

区のほうで言ってもらうという感じでいかがですか。

委員 そうですね。よろしくお願いします。

事務局はい。ふだんでもやはりそういう話が出ているんですね。自分たちじゃ

とてもじゃできないという方は、現実を多分見ているんだと思うんです。 自分たちのところに100人とか200人もいて、とてもじゃないけど私たちは できない、誰かを活用しなければというのを思われている方は多分やっぱ り現実を見ている方なのかなという気はします。あと、やはり自分たちで やらなきゃという思いの強い方も実際いるので、そこのちょっと温度差を

埋めていきたいなと思います。

委員 個人プランとか民生委員さんは書くから、きっとそういう気になっちゃ

うかもしれないけど。そのための研修があるわけですのでね、みんなでや

らなきゃ。

座長 いろいろ要望というか、現場からの意見も出ましたので、そういうもの

を一応踏まえて。

3月に何があるの。

副座長

民生委員の会長協議会があって、そこから先が、また地区民協があるんで、そこで改めて。

事務局

そうですね。会長協、地区民協を交えて、お話ができればと思います。

副座長

ね。ちょうど3月で、また震災の話がいろいろ出てくると思うから、それでいいんじゃないですかね。

座長

はい。じゃあ、そういう対応をよろしくお願いします。 そうすると、この議題(2)については、一応、資料2と資料3で今ごらんいただいたような内容でよろしいでしょうか。

(了承)

座長

それでは、3番、その他ということでよろしいですか。

事務局

資料のほうの確認、ありがとうございました。資料3については、もうちょっと簡略化できるところで、見やすいものにしたいと思います。

その他ということで、事務局のほうから連絡をさせていただきます。

事務局からは2点連絡があるんですけれども、すみません、1点目はちょっと長くなってしまうんですが、まず、第一部会、第二部会共通の課題となっている人的支援体制の確保について、現在の、ちょっと進捗を話したいと思います。

この課題について、福祉のマンパワーの確保というところなんですけれども、1月に通所介護施設事業者連絡会の役員会のほうに参加をしました。2月には杉並区ケアマネジャー協議会の会長と意見交換を行いました。

主に話した内容は、発災時に各震災救援所にマンパワーの提供をしてもらえるかどうかというところです。その確認をしたんですけれども、それぞれの役員会、会長の意見としては、日中に発災した場合は恐らくどの施設もその施設での対応に追われるので難しいというところと、夜間についてはそもそも人がいないから、マンパワーを提供するということは難しいという内容です。あと、職員構成としても、昔は全員正規雇用だったものが、今は正規の方とパートの方というような構成になってきているので、なかなかそこでパートの方をそっちに行ってということも難しいという内容が、報告としてありました。

あと、ケアマネジャー協議会の会長からは、他の地域で実施されたケアマネジャー交流会で出た意見として、他の発災したところの話なんですけれども、要配慮者への安否確認がいろんな団体から何度も行われて、結局該当者からの苦情になってしまったと。行政施設その他近隣の方、そういったことがある一方で、誰からも安否確認の連絡がなかったという実態があるということをいろいろ教えていただきました。

こういった話は我々も研修を受ける中でいろいろ聞いている話なので、その辺の情報提供のあり方であったり、安否確認の仕方は我々としても今

後考えていかなければいけないところだなと思っております。安否確認に何度も行って、それが結局苦情になって怒られてしまうというのは、何かこう、やりきれないところもあるので、その辺はちょっと交通整理をしたいなと思います。

それと、意見交換をしてみて痛感したところなんですけれども、施設の職員であったりケアマネジャーの方は、発災したときに杉並区がどういう対応になるかというのを知らない方がとても多いです。震度5強以上で震災救援所が立ち上がるであったり、小中学校が震災救援所になっているんですよということも知らないということが結構ありまして、それについては我々のほうとしても今後地道に営業活動をしていかなければいけないなと思う反面、震災救援所によっては、近くの施設の方を巻き込んで、役員会、連絡会を運営している事業所もありますので、そういったところをちょっとモデルケースとしながら、今後、話を伝えられるようにしていきたいなと考えております。

杉並区の基本的な流れ、震災救援所のことであったり――実は震災救援所でも安否確認って行うんですよという話をすると、「えっ、そうなんですか?私たちが全部やらなければいけないと思っていました」という話も結構出ていまして、それはやはりもったいないし、先ほどの苦情みたいになってしまっては何か元も子もない話だと思いますので、それはうまく切り分けをすれば、間接的には人材の確保に伝わるのかな、マンパワーの確保につながっていくのかなと思っております。

特に、ケアマネジャー協議会の会長からは、ケアマネジャーは主に自転車で活動しているから、発災があったとしても自転車で安否確認はするんです、と。ただ、確認した後、確認して皆さん無事でよかったということで終わってしまうと。例えば、あの家は物が足りなそうだったけど何もちょっと手だてがないなと思って終わってしまうということなので、逆にそういった情報をまとめて震災救援所のほうにもらえれば、安否確認もしなくて済みますし、物資を持っていったりといったことにも役立てられるんではないのかなと考えております。

すみません。ちょっと連絡事項の1点目が長くなってしまったんですが、まず1点目はそれです。

あと、2点目につきましては、災害時要配慮者対策連絡協議会の、こちらは部会なんですけれども、全体会を3月22日午前10時から行いますので、皆さんお忙しい時期だとは思うんですが、ご出席をいただければと思います。

その他としては以上の2点になります。

座長

最初の報告の件について、何かご意見、ご質問ありますか。

あれですか、マンパワーの確保ということで、施設の。それは障害者の 施設、それとも……

事務局

高齢者の施設ですね、通所施設。

事務局

二部会のほうの委員をされている会長のほうに、ちょっと相談をして、 まずお話をいただき…… 座長

ああ。デイサービス。高齢者のデイサービス事業所。

事務局

そこでやはりすごくギャップを感じたので、今度は居宅であったり訪問であったり、その他の施設のほうにちょっと話を聞きに行こうかなと思っています。

座長

最近、ここ二、三年ぐらいで、いわゆるケア24の地域包括支援センターが、震災救援所の訓練に積極的にかかわるようになってきたケア24も多くなりました。一緒に参加したり。ただ、ほら、日曜日じゃないですか、大体、土曜日か、大体日曜日ですよね、訓練って。

委員

そうです。土目です。

座長

土日。だから、人員体制が薄いところでケア24の人が行けるかどうかというところもあって。まあ、行っている事業所も結構ふえているようですけれども。ケアマネジャーの協議会ですか、これ、このケアマネジャーは何人ぐらいいらっしゃるんですかね、入っているんですかね。

事務局

通所介護事業者連絡会のほうでは、私が行ったときには約10名程度でした。

座長

ああ。たまたまその連絡会に出席していた人ね。

事務局

前から、ちょっと意見を聞きたいので役員会があったら呼んでもらえませんかという話をしていて、それができたのが1月ということになります。

座長

3月に、高齢者の部門では高齢者施策課とか介護保険課とかの関係部署が主催して、集団指導というのをやるんですよ。で、杉並区の介護保険事業についての、例えば平成31年度の計画とか重点事項とか、そういうことを、各事業者を、日にちを分けて、1週間ぐらいかけてやるんですよ。だから、ほとんどの事業所、杉並区内に何百カ所という介護保険や高齢者の関係の事業所がありますけれども、全部勤労福祉会館に呼ばれるんです。で、私も出るんですけど。だから、それは1週間ぐらいかけてやるんですね。そういうときにこの情報を、きょういろいろ意見が出てきたような情報について、直接の介護保険の話題ではないけれども、部署は違うけど、まあ、保健福祉部の管理課なんだから、別に出ていっても、あんたは何で来ているのとは言われないから、ちょっとお願いということで、ちょっと紙1枚ぐらいにして出されたらどうですかね、要配慮者について。

事務局

はい。そういったことをやっていきたいと思っております。

座長

まず、震災救援所というのがありますよ、皆さんの近くにありますよと。そこに要配慮者の対応で安否確認をするというようなことも検討して

いますよというか、こういうシステムでやりますよみたいなことは、もう 簡単な紙でいいと思うんだけどね。全事業者が来ますから。老人の施設も そうだし、デイサービスもそうだし、ケアマネジャーもそうだし。それ は、だから、情報の周知の機会としてはすごくいいと思うので、ちょっと 介護保険課か高齢者施策課に聞いてみればいいと思いますね。

事務局はい、確認したいと思います。

座長 何かさっきのお話で、何度も安否確認に行って苦情が出たと……

事務局という話でしたね。

座長 苦情が出るぐらい、いいと思うんですけどね。

事務局
いや、もう、それで疲れたと。何度も来られて、もう応対するのに疲れ

たと、もういいかげんにしてくれ、と言う人がいたみたいなんですね。

委員 何人かいた……

委員 どこが行くんでしょうかね。震災救援所、それからケア24とか。

事務局
ほか、あと、近隣の方だったり行政の方だったりというふうに聞きまし

た。何度も何度も来て、もうその応対だけでも疲れてしまったという意見

が出たと。

委員
それはそういう人はいる。

委員
ありがたいのにね。なんて、申しわけないけど。

委員 虐待だってそうだよ、そんなの。一生懸命やらないとさ。

事務局 そうですね。

委員 死んじゃったら、どうしようもないよ。

座長 ええ、そうですね。

委員 全員が全員そうじゃないと思うよ。そういうのがあったということ。

事務局 まあ、あったということでしたね。

実はきょういらっしゃっていないんですけれども、井荻中の震災救援所では、隣が施設なので、連携して訓練をしていたりというところがあるん

ですね。

そういったところで――かかわっているところ、特に桃三も施設内にふれあいの家があるので、桃井第三小学校も。そういった密接にかかわって

いるところはふだんからそういった施設がある。こういった行動をとるというのは知っているんですけれども、やはりそういったところが近くにないと、知らないことがすごく多いということを会長のほうから聞きましたのでもちょっと知っていただく機会をこれから設けていきたいなと思っております。

座長

はい。よろしくお願いします。

副座長

安否確認を事業所のほうでやってもらえると、震災救援所はそこの部分 がほかのところに充てられますからね。

なので、なるべく重複を避けたいと言いつつも、要はお見合いして誰も そこに行かないのは避けたいという、そこのバランスをどうするかだよ ね。

事務局

恐らく安否確認に行くまで、震災救援所でも少し時間がたつと思うので、その間にもしかしたら通所とか訪問のほうは安否確認してくれちゃっているかもしれないので、そうするとその名簿をもらえば、安否確認に行かなくて済むということになるんじゃないのかなと。

副座長

それで、さっき委員が。基本的には、入力は、基本できるので。地図の ほうは落とせるので

事務局

そうですね。はい。そこの、あとICT化というか、そういうところは考えていかなければいけないなというところですね。

座長

この第二部会に訪問介護事業者協議会ですか、こちらの方が入っている。居宅介護支援事業者――あ、これはケアマネか。で、訪問介護事業者協議会という方が入っているんですけれど、例えば3月14日の夜は、その訪問介護事業者を対象に、高齢者施策課が集団指導をやるんですね。だからそういう機会にいらっしゃれば、区内の事業者全部、基本的には来ていますから、情報提供の機会としてはすごく有効だと思いますよ。

事務局

はい。ありがとうございます。

座長

ほかに何かこの際。

委員

確認させていただきたいんですけど、例えば避難者。要配慮者だけじゃなくて、避難されている方を例えば病院に搬送しなきゃいけないとかそうなったときに、救援本体から救護医療所ですか、受け入れ態勢ができたとして、それで搬送しますよね。そうすると、震災救援所の役割としては、搬送するまででいいんですよね。あとは記録と報告を本部にするということで、一応、役割としてはそうでしょうか。

副座長

そこから先は、そうですね。あとは向こうでトリアージしてどうするか という話で…… 委員 そうですよね。その後、例えば高齢者のひとり世帯とか、こっちに帰っ

てきたいんだけどと言ったときに、そこもやっぱり救援所もかかわるんで

しょうかね。

副座長 そこでご家族とかが一緒にいれば、いいんですけど。

委員 いればいいんですけど、いない方もいらっしゃいますよね。

副座長 いないと……。ただ、なかなかそこから追跡って、厳しいかなと。

委員 そうです。混乱もしていますからね。

座長 大体、高齢者であれば、地域包括支援センターに情報提供してもらえれ

ば、災害後に非常に、いわば見守りというか、安否確認が必要なかかわり が必要な人ということで地域包括支援センターのほうではそれなりに配慮

して対応すると思いますけどね。

委員
もし帰ったら、おうちが住める状態でなかったというときはやはりまた

震災救援所のほうに来て、再度登録という形になるんでしょうね、恐らく

そういうことになりますね。

副座長 まあ、そうですね。

委員 基本的には、そこの、搬送したということで、役割としてはそれでいい

ということですよね。

座長
まあ、そうですね。震災救援所としてはそこまでですよね。

委員 わかりました。そうですよね。

座長本当に、最初に申し上げたとおり、今はまだ余裕があるけど、実際に発

災したということが現実に起こり得る可能性が90%ぐらいで高まっていますので、もう本当に、真剣にこれを想像しながらやらないといけないなと

いうふうには思っています。

じゃあ、きょうのところは以上でよろしいでしょうか。

事務局はい。

座長 じゃあ、3月22日、またよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。